

— 寄 稿 —

海洋基本法制定の動きについて*

小池 勲夫†

海洋環境の保護・保全と持続的な利用をうたった国連海洋法条約が1994年に発効し我が国がそれを1996年に批准してからすでに10年が経過した。しかし、この条約に対する我が国の取り組みは個々の関連省庁での立法や改正に止まり、我が国の海洋政策全体を見直す動きにはなかなか繋がらなかった。海洋をめぐる諸課題は、国の安全保障から資源管理、海洋環境の保全まで極めて多岐にわたるとともに、これらの課題は相互に密接な関連を持っている。しかし、我が国の省庁の施策は基本的に縦割りであり総合的に海洋に関する課題を広い視野で判断する部局は存在しない。卑近な例で言えば、内湾での環境保全・修復に関しては、環境省、国土交通省、農林水産省、文部科学省など四つの省庁がそれぞれの具体的な計画を持ち研究・開発を行っているがこれらの施策が連携して行われているとは言い難い。

一方、多くの海洋国ではすでに海洋に関する基本的な法律を制定し、戦略的な立場から海洋政策を進めている。アメリカにおいては2000年に制定された Ocean Act 2000 に続いて、具体的な計画を示した U.S. Ocean Action Plan が2004年に制定された。さらに、これらに基く海洋の研究の優先付けに関して

もそのレポートが最近まとめられ、2006年12月の発表を目指して現在パブリックコメントを受け付けている (http://ocean.ceq.gov/about/sup_jsost_prioritiesplan.html)。また中国においても国連海洋法条約を受けて、2002年に海域使用管理法と呼ばれる中国の200海里海域に対する管理とその合理的な開発、持続可能な利用・促進することを目的とした基本法が制定されている。さらに海洋の基本政策として China Ocean Agenda 21 がすでに10年前に制定されている。

このような状況を打破するために、昨年から日本学術会議の下の海洋科学研究連絡委員会や我が国の海洋政策を民間で推進する海洋政策研究財団から新しい包括的な海洋政策を策定するための提言が相次いで出された。さらに、東シナ海での油田開発や沖の島嶼を巡る中国との関係や竹島領土問題など我が国のEEZを取り巻く状況へ国民の関心が高まったこともあるって、国会議員の方からも我が国においても海洋に関する基本的な法律と、200海里時代を見据えた海洋の総合的管理を行う国としての枠組みが必要ではないかと言う意見が出され始めた。このような経緯を受けて、本年の4月に代表世話人として武見 敬三参議院議員、座長として石破 茂衆議院議員、栗林 忠男慶應義塾大学名誉教授を中心に、10名の国会議員と14名の学識経験者からなる海洋基本法研究会が発足した。この研究会では、来年度の通常国会に海洋基本法を提出し成立させ

* 2006年10月11日受領；2006年10月12日受理

著作権：日本海洋学会、2007

† 東京大学海洋研究所 〒164-8639 東京都中野区南台1-15-1

著者 e-mail address : koike@ori.u-tokyo.ac.jp

ることを目標にほぼ月1回の割合で研究会を開き、すでに6回を重ねて海洋基本法の理念やその内容についての議論を行っている。また、この研究会の事務局は海洋政策研究財団が引き受け、必要な様々な資料の準備などを行っている。研究会では、各分野の委員による海洋基本法に対する考え方や盛り込むべき内容などがコメントされているが、この会には合わせて関連省庁の局長クラスがオブザーバーとして出席しており、7月には、各省庁の担当者による我が国での海洋行政の実際とその課題についてのプレゼンテーションも行われた。現在、オブザーバーとして参加している省庁は、内閣府、外務省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省である。この海洋基本法では、基本法のもとで海洋政策に関する基本計画の策定を行うことが考えられており、この基本計画は我が国として統合的に海洋を研究し、保全し、利用するための具体的な施策を省庁横断型でまとめて行く基本となるものである。また、そのためには省庁間の調整能力のある政府部署、例えば内閣府に総合海洋政策会議（仮称）とその事務局を置き大臣クラスの責任者を当てることで国としての統一のとれた海洋の基本計画を制定していくことが可能になる。

海洋政策研究財団の提言では我が国の海洋政策の骨子として海洋に拡大した「国土」の管理と国際協調を挙げている。これは現代の海洋の持つ、国土の延長でもあるし国際協調の場でもあるという二つの意義を的確に表現している。日本海洋学会に属する研究者の多くは、どちらかというと国際協調の場として海洋を捉えており、地球環境変動を理解するための海洋研究、生物多様性を明らかにするための海洋研究などにおいて得られた知見は人類共通のものである。一方、200海里内の海底資源の探査・研究は国土の延長としての研

究であり、その成果は我が国に主に還元される。我が国の海洋政策における研究・開発もこの国際協調と延長された国土の保全・利用・管理の二つの観点をバランス良く推進していくことが必要である。さらに、海洋の持続的な利用においても海洋環境の保護・保全においてもその基盤には海洋の生態系・生物活動を含めた海洋を中心とした地球システムの統合的な理解が必要であり、我々研究者は、これらの知識をより確かなものにし、さらに深化させることを強く期待している。この期待に応えるためにも、海洋に関する教育の促進から始まって、海洋の調査・研究の基盤強化と資源の投入、得られた成果の社会還元などの一連の施策が連携を持って行われることがこの基本法のもとで望まれる。以上、海洋基本法の制定に向けての最近の動きをまとめたが、我が国を代表する海洋研究の学術団体である日本海洋学会の会員の皆様の海洋基本法成立への力強いサポートを御願いしたい。